

# 医療費適正化計画について

- 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律  
 作成主体 : 国、都道府県  
 計画期間 : 5年（第1期：平成20～24年度、第2期：平成25～29年度）  
 記載事項 : ①医療費の見込み（医療費目標）  
 ②医療費適正化のための取組（可能はものは数値目標を設定）  
 ※現在は、特定健診・保健指導実施率、平均在院日数の短縮目標を設定

- 昨年の医療保険制度改正において以下の見直し  
 ① 都道府県が設定する医療費の見込みについて **病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費目標**とする  
 ② **都道府県の取組内容の見直し（後発医薬品の使用促進等を追加）**  
 ③ 上記を反映させた第3期計画（平成30年度～35年度）を都道府県が策定。  
**早期に計画を策定した都道府県は平成29年度から前倒し実施**
- 国は、都道府県が平成29年度から計画を前倒し実施することが可能となるよう、**基本方針（大臣告示）を策定**

## ＜基本方針の主な内容＞

- ① 都道府県が **医療費目標を推計するための算定式**（外来医療費・入院医療費）  
 ② 都道府県が推進する **医療費適正化の取組**（可能なものは数値目標化）

1

# 地域医療構想と医療費適正化計画（スケジュール）

## 地域医療構想の策定状況

- 地域医療構想については、平成27年度中に12府県が策定済み、平成28年度半ばまでに策定予定が39都道府県、平成28年度中に全都道府県が策定予定。（平成28年3月末現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～
医療計画	12府県で策定	35都道府県で策定	基本指針策定 全都道府県で策定	医療計画の策定 第7次医療計画 (H30～H35)
医療費適正化計画	医療費適正化基本方針	基本方針改正	地域医療構想を策定後、すみやかに策定	第3期期間 (H30～H35) ※平成29年度から前倒し可能
介護保険事業(支援)計画			基本指針策定	第7期介護保険事業(支援)計画 (H30～H32)

- このため、国においては、**昨年度末に、医療費適正化基本方針(大臣告示)を策定したが**、入院医療費の算定式については、今後策定されてくる地域医療構想の内容も踏まえ、本年夏頃を目途に基本方針の一部改正を行い、反映する。
- また、外来医療費については、4月以降もさらなるデータ分析を行い、本年夏頃の基本方針の一部改正時に医療費適正化の取組内容を充実させる。

2